

## 公正な研究活動のための東北大学行動規範 補足説明

### 1. 行動規範の趣旨

1. 「東北大学における研究者の行動規範（案）—研究者の作法—」及び「科学者の行動規範」（日本学術会議）をもとに再構成した。ただし、研究者の行動規範ではなく、東北大学における研究の行動規範とした。

諸外国の団体や大学のコード類は、大学における研究を対象にし、研究者に限定していないものがほとんどである。研究は、学生・職員・教員など多様な主体が行う。また、機関も行動主体として責任を負うので、大学における研究の規範を定め、その上で、教職員、学生などそれぞれを対象にした具体化を図る方策がとられている。

一方、日本の場合には、研究者ないし科学者を対象とするものと大学における研究活動を対象とするものとに分かれる。前者は、日本学術会議声明「科学者の行動規範」の影響である。

もし、「研究者の行動規範」とするならば、研究者の定義を行わねばならず、学士課程学生、大学院生、職員などをどう扱うかという論議が必要になる。また、大学の役割・責任が題目から明確にならない。行動規範は包括的であるべきなので、東北大学におけるすべての研究活動を対象にし、「教職員・学生など本学において研究活動を行う者」を「これら研究者」と定義することにした。

また、この種の行動規範は、どうしても不正の防止に傾きがちになってしまうが、課題は社会の負託にこたえた責任ある行動が重要である。この点は、日本学術会議声明「科学者の行動規範—改訂版—」でも強調されている。

#### （参考・関連）

- ・第18回世界医師会総会「人間における生物医学的研究を行う医師のための勧告」（ヘルシンキ宣言）（1964年6月）
- ・日本学術会議声明「科学者の行動規範—改訂版—」（2013年1月23日）
- ・東北大学研究推進審議会「研究者の作法—科学への愛と誇りをもって—」（2007年4月）

## 2. 公正な研究活動の原則

研究活動において、守るべき原則を明示した。「東北大学における研究者の行動規範（案）—研究者の作法—」のうち、原則的な部分を採用すると共に、国際スタンダードとして、「誠実な研究のためのヨーロッパ行動規範」（European Science Foundation All European Academies、*The European Code of Conduct for Research Integrity*、March 2011）を参照した。

国際共同研究が広がっている現在、グローバルな規範との対応性、他国の法令や規範の尊重などを盛り込んだ。

### （参考・関連）

- ・日本学術会議学術と社会常置委員会報告「科学における不正行為とその防止について」（2003年6月24日）
- ・日本学術会議学術と社会常置委員会報告「科学におけるミスコンダクトの現状と対策 科学者コミュニティの自律に向けて」（2005年7月21日）
- ・科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会 産学官連携推進委員会利益相反ワーキング・グループ「利益相反ワーキング・グループ報告書」（2002年11月1日）
- ・文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2007年2月15日）
- ・東北大学研究推進審議会「研究者の作法—科学への愛と誇りをもって—」（2007年4月）
- ・「東北大学遺伝子組換え実験安全管理規程」（1981年6月9日）
- ・「国立大学法人東北大学動物実験等に関する規程」（2007年5月3日）
- ・「国立大学法人東北大学化学物質等管理規程」（2008年10月2日）
- ・「国立大学法人東北大学利益相反マネジメント規程」（2009年3月27日）
- ・「国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程」（2010年1月27日）

### 3. 研究活動における不正行為及び不適切な行為の禁止並びに法令遵守

「東北大学における研究者の行動規範（案）－研究者の作法－」及び「誠実な研究のためのヨーロッパ行動規範」を参照した。

研究のミスコンダクトの典型的なものは、捏造（Fabrication、データや結果をでっちあげ、それらを記録し報告すること）、改ざん（Falsification、調査対象、装置、プロセスなどを操作したり、データや記録を意図的に変更したり除外したりすること）、盗用（Plagiarism、他人のアイデア、プロセス、結果、言葉などを、適切な了承を得ずに流用すること）であり、俗にFFPと通称される。研究搾取は盗用に含まれる。ただし、単なる誤りや意見の相違は、ミスコンダクトに含まれない。

ミスコンダクトとは、全米科学財団のようにFFPに限定する立場から、「誠実な研究のためのヨーロッパ行動規範」のように、逸脱行動（failure to meet clear ethical and legal requirements）、不適切な行為（Improper dealing）、懸念ある行動（Questionable Research Practices）も含む立場とがあるが、次第に拡大する方向にある。日本学術会議「科学におけるミスコンダクトの現状と対策」（H17.7.21）も、ミスコンダクトという言葉を使い、従来のFFPでは把握できない「一般に受け入れられている共通事項からの著しい逸脱行為」を問題視している。

他方、逸脱行動や不適切な行為をすべて不正行為として一括すると、不正＝不法とみなされることになるので、これらの行為を3つに区分して定義し、不正な研究行為については、調査を含む対処を明確にした。

オーサーシップ（論文の著者表記）は、しばしば問題になってきたが、国際医学雑誌編集者委員会（ICMJE、International Committee of Medical Journal Editors）が定めた「生物医学雑誌への統一投稿規程」（Uniform Requirements for Manuscripts Submitted to Biomedical Journals）が、分野を超えて広く共有されつつある（1985年制定、2010年改訂）。同規程は、著者の定義として、①研究の構想および計画、デザイン収集と解釈において相応の貢献があること、②原稿執筆や内容改訂に参加すること、③出版の最終原稿に同意すること、以上の3つを同時に満たす人を著者としている。

#### （参考・関連）

- ・日本学術会議学術と社会常置委員会報告「科学におけるミスコンダクトの現状と対策 科学者コミュニティの自律に向けて」（2005年7月21日）
- ・科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて－研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書－」（2006年8月8日）
- ・東北大学研究推進審議会研究倫理専門委員会「研究活動における不正行為への対応ガイドライン」（2007年3月1日）
- ・東北大学研究推進審議会「研究者の作法－科学への愛と誇りをもって－」（2007年4月）
- ・「東北大学における研究費の適正な運営・管理のための大綱」（2007年10月26日）
- ・東北大学役員会「研究費の不正使用への対応ガイドライン」（2008年1月30日）

#### 4. 研究倫理の保持及び向上

研究倫理の保持は重要であり、研究者・大学双方にその責任があることを明記した。ミスコンダクト防止の世界的動向は、教育と啓蒙による倫理規範の徹底化にある。日本学術会議声明「科学者の行動規範—改訂版—」においても、あらたに「不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む」ことが明記された。研究大学として研究者の育成を行う本学においては、ひととき重視すべき内容である。

##### (参考・関連)

- ・日本学術会議声明「科学者の行動規範—改訂版—」(2013年1月23日)
- ・東北大学研究推進審議会「研究者の作法—科学への愛と誇りをもって—」(2007年4月)

付記：

- (1) すべての教職員・学生に、この規範が普及するように、日英両言語でのパンフレットを作成し、活用すること。
- (2) この内容がよく理解され、規範にかかわる各種の行動や判断が適切にできるように、事例や関係資料を盛り込んだ解説書(テキスト)を作成し、普及活動を行うこと。